

ドイツにおける鶏肉・鶏卵・豚肉のダイオキシン汚染について

平成 23 年3月 10 日現在

今般、ドイツ国内において鶏肉、鶏卵、豚肉等のダイオキシン汚染の情報を入手したことから、以下のとおり概要等をお知らせいたします。

なお、これらの情報は、最新の情報により変更が考えられますので適宜更新いたします。

1. 事案の概要

昨年12月下旬、ドイツ ニーダーザクセン州の飼料会社が製造した飼料からダイオキシンが検出された。汚染原因は、飼料用油脂製造会社が 2010 年 11 月 11 日から 12 月 16 日の間に供給を受けた工業用混合脂肪酸とされている。当該飼料用油脂製造会社が出荷した油脂を使用した飼料の給与が疑われる鶏の卵の回収、豚及び鶏の殺処分等の措置が採られている。上記鶏卵がオランダに輸出され、加工食品に使用されており、当該鶏卵加工品がオランダから英国へ輸出された。また、デンマークにおいて、ドイツより輸出された汚染飼料を給餌された繁殖鶏が生産した鶏卵が食品製造原料用として使用されていた。さらに、ドイツにおいて汚染飼料を給餌された豚に由来する豚肉が、ポーランド及びチェコに出荷されていた。ポーランド政府の調査の結果、ドイツより輸入された豚肉の一部をチェコへ輸出した旨、また、当該豚肉のダイオキシン汚染は問題無いレベルと判断した旨報告された。なお、ドイツ政府、オランダ政府及びポーランド政府の調査の結果、現在までに、汚染食品の対日輸出は確認されていない。

2. 厚生労働省における対応

- 2011 年 1 月 5 日 輸入されるドイツ産鶏卵、鶏肉及びそれらの加工品について貨物保留の上、本件との関連性について確認する取扱いを開始。
- 1 月 5 日 ドイツ政府に対し、本件に関する対応内容、回収対象品の特定内容、対日輸出状況について照会。
- 1 月 6 日 オランダ政府に対し、本件に関する事実関係、対応内容、汚染鶏卵を使用した加工食品の情報、対日輸出状況について照会。
- 1 月 11 日 輸入されるドイツ産豚肉及びそれらの加工品について貨物保留の上、本件との関連性について確認を開始。
- 1 月 13 日 デンマーク政府に対し、本件に関する対応内容、回収対象品の特定内容、対日輸出状況について照会。

- 1 月 18 日 ポーランド及びチェコ経由で輸入されるドイツ産豚肉及びドイツ産豚肉を原料とし、ポーランド及びチェコで加工された豚肉加工品について貨物保留の上、本件との関連性について確認を開始。
- 1 月 18 日 ポーランド政府及びチェコに対し、本件に関する対応内容、回収対象品の特定内容、対日輸出状況について照会。
- 3 月 10 日 ポーランド政府よりドイツより輸入された豚肉の一部をチェコへ輸出した旨、また、当該豚肉のダイオキシン汚染は問題無いレベルと判断した旨報告を受け、上記 1 月 18 日付けポーランド及びチェコ経由で輸入されるドイツ産豚肉の取扱いを解除。

3. 現時点で入手している情報

(1)ドイツ(食糧・農業・消費者保護省 Ministry of Food, Agriculture and Consumer Protection)

- ① 昨年12月下旬、ドイツ ニーダーザクセン州の飼料会社が製造した飼料からダイオキシンを検出。
- ② 汚染原因は、シュレスヴィヒホルシュタイン州の飼料用油脂製造会社を使用した工業用混合脂肪酸。当該飼料用油脂製造会社は、2010 年 11 月 11 日から 12 月 16 日の間に供給を受けた当該工業用混合脂肪酸から飼料用油脂を生産し、4 州の 25 カ所の飼料会社に搬入、そこから飼料が農場に供給。
- ③ 関係機関が汚染食品等の流通状況等について調査中。関係州政府は予防的に農場を閉鎖し関係商品を市場から排除。
- ④ 汚染鶏卵について、オランダへの輸出を確認。
- ⑤ 汚染飼料を給与された豚に由来する豚肉についてポーランド及びチェコへの輸出を確認
- ⑥ 現在のところ、汚染食品の対日輸出は確認されていない。

(2)オランダ(経済・農業・イノベーション省 Ministry of Economic Affairs, Agriculture and Innovation)

オランダへ輸入されたドイツ産汚染鶏卵については加工され、英国へ輸出、及びオランダ国内で一部流通している。保管中の鶏卵についてダイオキシンの検査を実施した結果を踏まえ、今回ドイツから輸入された鶏卵について問題ないと判断。なお、今回の鶏卵に関する食品の対日輸出は確認されなかった。

(3)英国(食品規格庁 Food Standards Agency)

英国食品規格庁は、オランダより輸入された当該鶏卵加工品については、問題無い旨判断している。

(4)デンマーク(食品管理局)

食品管理局は、ダイオキシンに汚染されたドイツ製飼料を給与した繁殖鶏が生産した鶏卵が食品製造原料用として使用されているため、使用状況、流通状況等について調査を行っている。

問い合わせ先

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

(担当・内線) 室長 道野(2495)

西村、岡崎、岩橋 (2497、2496、2499)

(電話代表) 03(5253)1111

(電話直通) 03(3595)2337